

設備概要

- ・化学実験等の作業で発生した有害な物質を封じ込め、排気する用途で使用される。
- ・労働安全衛生法施行令で定められている特定化学物質、有機溶剤を取り扱う場合には局所排気装置等の設置が義務づけられている。
(「特定化学物質等障害予防規則」,「有機溶剤中毒予防規則」)
- ・各局所排気装置は、ドラフトチャンバー1基、排気ファン1基とそれらを接続する排気ダクトから構成されている。
(場所によっては有毒ガスを浄化するスクラバーも設置)

改修設備一覧表

No.	場所			既設仕様		改修仕様
	建物	部屋番号	部屋名	外寸幅	付帯設備	
1	工業技術センター 1F	122	研究準備室1	1800mm	排気ファン 屋上	→
2	工業技術センター 1F	124	研究準備室2	1800mm	排気ファン 屋上	→
3	工業技術センター 2F	230	微生物工業研究室	1800mm	排気ファン 屋上	→
4	工業技術センター 2F	232	研究準備室3	1800mm	排気ファン 屋上	→
5	工業技術センター 3F	333	化学分析室(西側)	1800mm	排気ファン 屋上 スクラバー 屋上	・室内水槽スクラバーをドラフトチャンバー横に設置 ・スクラバーを除いたドラフトチャンバー外寸幅は1800mmを確保 ・フッ酸, 硝酸, 硫酸, 塩酸, 有機溶剤対応
6	工業技術センター 3F	333	化学分析室(廊下側)	1800mm	排気ファン 屋上 スクラバー 屋上	・室内水槽スクラバーをドラフトチャンバー横に設置 ・スクラバーのスペース分, ドラフトチャンバー外寸幅を縮小する必要がある ・フッ酸, 硝酸, 硫酸, 塩酸, 有機溶剤対応
7	工業技術センター 3F	335	燃料分析室	1800mm	排気ファン 屋上	→
8	工業技術センター 3F	337	生化学研究室	1200mm	排気ファン 屋上	→
9	産業技術共同研究センター 3F	-	分析測定室	1500mm	排気ファン 天井裏	・室内水槽スクラバーをドラフトチャンバー横に新規設置 ・スクラバーのスペース分, ドラフトチャンバー外寸幅を縮小する必要がある ・排気ファンを屋上に設置 ・排気管に点検口を設置 ・屋上排気口の高さを1.5m以上とする
10	産業技術共同研究センター 3F	-	共同研究室3	1500mm	排気ファン 天井裏	・排気ファンを屋上に設置 ・屋上排気口の高さを1.5m以上とする

備考)

- ・ドラフトチャンバー10基と排気ファン10基を更新する。配管は既設を使用。
- ・スクラバーはNo.5, 6, 9 に設置する。室内に水槽を設置(横置き)する閉鎖型とする。
- ・ドラフトチャンバー奥行きは全て750mm程度。